

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
29集中 -0808	(一社) 新経済連盟	外国人にとっての 働きやすい環境構築	在留資格制度の柔軟化	新在留管理制度によって在留期間の 上限は5年となったものの、長期プロ ジェクトへの従事の際の不便等から 更なる引き上げを求める声も大きい。 また、「企業内転勤」では転勤前に外 国の本社・支社に1年以上勤務してい なければならず、入社後1年未満の日 本転勤が不可能となっている。 日本企業で働く外国人が外国に転勤 する場合、永住許可に必要な在留年 数がリセットされるため、企業のグ ローバル対応に合わせた柔軟な外国 人社員の転勤が行いにくくなってい る。	出入国管理及び難民認定法、及び、 関係法令	○在留期間を10年に引き上げ ○「企業内転勤」の転勤前の外国に おける勤務期間の条件を撤廃 ○永住許可に必要な在留年数を通算 できるように(一度日本を離れてもリ セットされないよう)変更	法務省 厚生労働省	○在留期間の上限の引き上げ 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第 2条の2第3項において、外交、公用、高度専門職2号及 び永住者の在留資格以外の在留資格に係る在留期間 は、5年を超えることができないと規定されているが、こ れは、平成21年の入管法の改正により導入された新た な在留管理制度において法務大臣が中長期在留者の在 留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握すること ができるようになったことを受けて、改正前入管法で は、在留期間の上限は原則3年とされていたものを5年 に伸長したものである。 したがって現状において、この上限を更に伸長するだけ の合理的理由は認められず、御提案は受け入れられな い。 ○在留資格「企業内転勤」の要件の緩和 在留資格「企業内転勤」の要件の一つとして、申請に係 る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所 において、入管法別表第1の2の表の「技術・人文知識・ 国際業務」の項の下欄に掲げる業務に従事している場 合で、その期間(企業内転勤の在留資格をもって外国に 当該事務所のある公私の機関の本邦にある事業所にお いて業務に従事していた期間がある場合には、当該期 間を合算した期間)が継続して1年以上あることとして いる。これは、外国人を我が国に入国させること自体を 目的として外国人を新規に雇用等することを防止するた めの観点から定めているものであり、当該期間を縮小す ることは困難である。 ○永住許可に要する在留年数の通算化 入管法第22条第2項に定める永住許可の要件のうち、 「その者の永住が日本国の利益に合すると認めるとき」 への適合性については、申請人の在留状況等を総合的 に勘案して判断されるものであるが、永住許可に関する 予見可能性の向上の観点から、一定の目安を「永住許 可に関するガイドライン」として公表している。同ガイド ラインの中で、在留歴については、「原則として引き続き10 年以上本邦に在留していること」としており、継続して10 年以上在留していることを基本としているが、永住許可 は上記のとおり総合的に判断されるべき性質のものであ り、一旦、出国した場合であっても、これまでの在留状況 を考慮し、定着性が認められる場合など、個別の事情に より、上記ガイドラインに直接当てはまらなくとも永住を許 可する事例がある。
29集中 -1101	学校法人 吉岡教育学園 千駄ヶ谷日本語教 育研究所	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
29集中 -2101	hair produce UP's 代表 崎谷 成俊 (ヘアプロデュースアッ ス)	外国人美容師に 対する研修及び実 習の特例	東京と京都(経過を見て後に大阪・福岡・名古屋等)の中 心街に各一店舗大型グローバルサロンを設立する。と同 時に外国人トレーニング施設を設けます。アメリカ・中国・ 韓国・イギリス・フランス等、各国にパイプラインを一本引 き、厳選に選考し東京・京都で各20名程づつ選出いたし ます。日本の文化的、技術・接客業の基礎を教育し、日 本の最先的、繊細なデザインを体験していただき、日本 の心を育てます。日本人と外国人のコミュニケーション言 語の交流等により、日本人が苦手とする外国人との壁を 無くし、日本人選抜外国人選抜を作り、アメリカ・中国・イ ギリス等日本代表サロンを設立し世界へ日本美容を発 信し、日本にプロフェッショナル・スクールを立ち上げ、全 世界へ拡散する。	美容師に対する研修・実習ビザの受 け入れがない。	出入国管理及び難民認定法	外国人美容師に対する指定箇所によ る研修・実習の許可 ※ここでいう研修とは、トレーニング教 育に基づく学習である。実習とはアシ スタント接客に基づく体験である。 決して就業するものではない。	法務省 厚生労働省	御提案の実習は、技能実習制度を活用することで第1号 技能実習として認められる可能性がある。 詳細については、最寄りの外国人技能実習機構事務所 に問い合わせされたい。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
集中29 -3701	福岡県	外国人留学生の 県内起業促進による 地域活性化	<p>約15,000人の外国人留学生が学び、県内4地域ごとにインキュベーション施設を有する本県の地域性を生かした取組みとして、留学生の卒業後の県内起業を促進する。</p> <p>具体的には、県が設置した留学生の生活・就職・交流支援等の拠点である「福岡県留学生サポートセンター」での起業セミナーや起業相談等により起業啓発やビジネスプラン作成支援等を行う。また、福岡県ベンチャービジネス支援協議会によるベンチャーマーケットやビジネスプランコンテストの実施等により留学生と投資家とのマッチングに取り組む。さらに、国、県、市町村による公設のインキュベーション施設を留学生に紹介し、審査を経てこれら施設に入居した留学生に対しては、インキュベーションマネージャー等専門家による支援などにより、安定した経営ができるようにサポートする。</p>	<p>外国人が本邦において事業の経営を行うためには「経営・管理」の在留資格が必要となる。その要件として、事業の規模が「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円以上)の投資額」であること等の要件があるが、留学生にとって、卒業時点で500万円以上の資金を確保することは非常に困難である。この規制が、留学生の県内での起業促進を妨げている。</p> <p>なお、平成27年7月に特区法が成立した「創業人材等の多様な外国人の受入れ促進」においては、創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、上記の「経営・管理」の在留資格の基準が緩和されているが、これは、新たに日本に上陸する外国人のみが対象とされており、現在日本に滞在している留学生が卒業する際には活用できない。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、 同法別表第1の2号、</p> <p>出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令</p> <p>国家戦略特別区域法第16条の5第1項、</p> <p>国家戦略特別区域法施行令第18条</p>	<p>卒業後の起業を予定する留学生について、地方自治体による事業計画の確認を要件に、以下の措置を行う。</p> <p>(1)「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円以上)の投資額」等を6カ月間猶予する。</p> <p>(2)地方自治体による公設又は地方公共団体が指定する民設のインキュベーション施設に入居する者は、「経営・管理」の在留資格の基準における「最低限の投資額」を「300万円以上」に緩和する。</p> <p>※「インキュベーション施設」とは、以下の2要件を満たす施設をいう。</p> <p>①安価な個室又はブース席による事業所の提供が可能 ②インキュベーションマネージャー等専門家による支援が可能</p>	法務省 経済産業省	<p>(1)「未来投資戦略2018」において、「外国人起業家の更なる受入れ拡大に向けて、起業に向けた準備のため最長1年間の在留期間を付与する等の入国管理制度上の措置を講ずるとともに、起業活動実施状況の確認、相談体制の構築等の管理・支援施策を実施するなど、起業活動を支援する「スタートアップ・プログラム(仮称)」を本年中に開始する」とされたことを踏まえ、創業活動期間6月に加え、創業のための準備期間6月の最長1年の在留を認める方向で準備を進めているところである。</p> <p>(2)地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居する起業支援対象者については、地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる金額を最大で200万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上となる場合は、在留資格「経営・管理」の要件を満たすものとする特例を平成30年1月に措置したところである。</p>
29集中 -4201	大分県	外国人留学生の 県内起業促進による 地域活性化	<p>大学・高専に在籍する人口当たりの外国人留学生数が全国一位という大分県の地域性を生かした取組として、留学生の卒業後の県内起業を促進する。</p> <p>具体的には、県が設置した留学生の就職・起業支援拠点「留学生ビジネスセンター」でのセミナーや起業相談等により起業啓発やビジネスプラン作成支援等を行う。また、留学生と投資家とのマッチングに取り組む、留学生が卒業後に県内で事業を開始するための資金確保を支援する。さらに、留学生が経営を開始するにあたっては、県や市町村による公設及び県が指定する民設のインキュベーション施設といった安価な個室又はブース席による事業所の提供や、そこでのインキュベーションマネージャー等専門家による支援などにより、安定した経営ができるようにサポートする。</p>	<p>外国人が本邦において事業の経営を行うためには「経営・管理」の在留資格が必要となる。その要件として事業の規模が「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円以上)の投資額」であること等の要件があるが、留学生にとって、卒業時点で500万円以上の資金を確保することは非常に困難である。この規制が、留学生の県内での起業促進を妨げている。</p> <p>なお、平成27年7月に特区法が成立した「創業人材等の多様な外国人の受入れ促進」においては、創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、上記の「経営・管理」の在留資格の基準が緩和されているが、これは、新たに日本に上陸する外国人のみが対象とされており、現在日本に滞在している留学生が卒業する際には活用できない。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、同法別表第1の2号、同法第7条第1項第2号の基準を定める省令、国家戦略特別区域法第16条の5第1項、同法施行令第18条</p>	<p>卒業後の起業を予定する留学生について、地方自治体による事業計画の確認を要件に、以下の措置を行う。</p> <p>(1)「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円以上)の投資額」等を6ヶ月間猶予する。</p> <p>(2)地方自治体による公設及び地方公共団体が指定する民設のインキュベーション施設に入居する者は、「経営・管理」の在留資格の基準における「最低限の投資額」を「300万円以上」に緩和する。</p> <p>※「インキュベーション施設」とは、以下の2要件を満たす施設をいう。</p> <p>①安価な個室又はブース席による事業所の提供が可能 ②インキュベーションマネージャー等専門家による支援が可能</p>	法務省 経済産業省	<p>(1)「未来投資戦略2018」において、「外国人起業家の更なる受入れ拡大に向けて、起業に向けた準備のため最長1年間の在留期間を付与する等の入国管理制度上の措置を講ずるとともに、起業活動実施状況の確認、相談体制の構築等の管理・支援施策を実施するなど、起業活動を支援する「スタートアップ・プログラム(仮称)」を本年中に開始する」とされたことを踏まえ、創業活動期間6月に加え、創業のための準備期間6月の最長1年の在留を認める方向で準備を進めているところである。</p> <p>(2)地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居する起業支援対象者については、地方公共団体が申請人に代わり負担していると認められる金額を最大で200万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上となる場合は、在留資格「経営・管理」の要件を満たすものとする特例を平成30年1月に措置したところである。</p>
29集中 -4202		農業分野における 外国人労働力の 活用	<p>大分県では農業分野における労働力不足に悩まされており、近年、少子高齢化や人口減少が続く中で、特に雇用者の確保がますます厳しくなっている状況がある。その状況を打破するため、外国人を雇用することで不足する労働力を補い、農業産出額の拡大に繋げる目的がある。また、高地と平地の気候等の自然条件の違いを踏まえた多種多様な農産物が生産されているという地域特性を活かし、外国人材が年間を通して複数の経営体で多様な農業技術を学べる環境を提供する。</p> <p>具体的には、外国人受入管理協議会を新設した上で、特定受入機関を設定し、本県で外国人技能実習制度(第1号)を終了した者で、引き続き本県で農業に従事することを希望する外国人及び母国で農業に従事した経験のある外国人など一定の農業の知識を有する外国人材(農業実務経験1年以上)と雇用契約を締結し、外国人材が有する能力(知識や経験など)等を考慮して、農家や農業法人等の農業経営体に派遣する。</p>	<p>農業に係る在留資格の定めがないため、農作業に従事することを目的とした在留は認められていない。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第2条の2 第2号</p>	<p>地域農業について一定の知識と技能を持ち、なおかつ一定の日本語能力を有する外国人材が農作業に従事するための活動を、在留資格「特定活動」に位置づけることで、外国人の農業分野への就労を可能にする。</p>	内閣府 法務省 厚生労働省 農林水産省	<p>強い農業を実現するため、農業分野においては、農作業を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193通常国会に提出し、平成29年6月16日に可決・成立、同月23日に公布されたところ。なお、国家戦略特区法法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p> <p>大分県の提案は、農業分野の人手不足対策を理由として技能実習1号修了者を労働力不足対策として活用するものであり、技能実習制度が開発途上国等への技能移転のための制度であるとの趣旨を踏まえると、その適否については慎重に検討する必要がある。</p> <p>なお、本年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2018に基づく新たな外国人材の受入れ制度においては、農業を含めた受入分野の検討を進めている。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答			
29集中 -4301 -01	鹿児島県	外国人材を活用した農林水産分野の成長産業化	<p>本県の基幹産業である農林水産業は、農業を筆頭に全国屈指の生産力を誇っており、我が国の食料供給基地としての役割を担っている。</p> <p>人口減少等に伴い国内市場が縮小する中、世界人口の増加や新興国の成長、国際的な経済連携の進展に対応し、攻めの農林水産業への転換が求められているが、人口減少、超高齢化社会を迎え、労働力不足が顕在化しており、特に、農林水産業では労働力確保が課題となっている。</p> <p>このため、本県の農林水産分野において、即戦力となる外国人材を活用し、生産体制の整備・強化及び海外展開の加速化により、農林水産業を稼げる魅力ある産業として成長産業化を図る。</p>	<p>農林水産分野は、就労ビザが認められる専門的・技術的分野とされていない。(平成29年6月の特区法改正により、指定区域内の農業分野の外国人就労が認められている。)</p>	<p>出入国管理及び難民認定法(第2条の2)</p>	<p>農林水産業の成長産業化を図るため、農業、林業及び水産業の分野において、外国人の就労可能とするための関係規定の見直し。</p>	<p>内閣府 法務省 厚生労働省 農林水産省</p>	<p>強い農業を実現するため、農業分野においては、農作業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする内容を盛り込んだ「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を第193通常国会に提出し、平成29年6月16日に可決・成立、同月23日に公布されたところ。なお、国家戦略特区法の仕組み上、特区の指定区域でなければ規制の特例措置を活用できないが、特区で講じた措置の全国展開については、実施状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。</p> <p>なお、本年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2018に基づく新たな外国人材の受入れ制度においては、農林水産分野を含めた受入分野の検討を進めている。</p>			
29集中 -4301 -02				鹿児島県	外国人材を活用した農林水産分野の成長産業化	<p>本県の基幹産業である農林水産業は、農業を筆頭に全国屈指の生産力を誇っており、我が国の食料供給基地としての役割を担っている。</p> <p>人口減少等に伴い国内市場が縮小する中、世界人口の増加や新興国の成長、国際的な経済連携の進展に対応し、攻めの農林水産業への転換が求められているが、人口減少、超高齢化社会を迎え、労働力不足が顕在化しており、特に、農林水産業では労働力確保が課題となっている。</p> <p>このため、本県の農林水産分野において、即戦力となる外国人材を活用し、生産体制の整備・強化及び海外展開の加速化により、農林水産業を稼げる魅力ある産業として成長産業化を図る。</p>	<p>農山漁村地域においては、過疎等により空き家も散見されるが、上下水道等が遅れており、民間家屋の改修にも時間と費用を要することから、外国人の公営住宅入居を検討しているところであるが、入居資格要件(収入基準など)が定められているため、外国人の入居が認められない場合がある。</p>	<p>公営住宅法(第45条)</p>	<p>外国人や周辺住民等が安心して暮らすため、社会福祉法人等に加え外国人材の派遣元となる特定機関に対し、公営住宅の使用等(目的外使用)を可能とするための関係規定の見直し。</p> <p>なお、使用許可にあたっては、公営住宅の目的外使用として複数の者が集団で入居することが想定されることから、既存入居者や周辺住民等への事前説明会の実施や、外国人の日常生活の支援など特定機関に対し、使用条件等を付加。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>公営住宅の目的外使用については、従来から公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づき、国土交通大臣の承認を得た上で、事業主体が地方自治法第238条の4第7項に基づく許可を行うことにより、特定の者に目的外使用させることが可能である。</p> <p>なお、公営住宅法第45条は、あらかじめ公営住宅の目的外使用が予想される一定の類型について承認を行うことを明示しているものであり、公営住宅の目的外使用を同条に掲げる社会福祉法人等による使用に限定しているものではない。</p> <p>例えば、外国人漁業研修生向け住宅や学生向け住宅等として目的外使用を行っている例もある。</p>
29集中 -4301 -03							鹿児島県	外国人材を活用した農林水産分野の成長産業化	<p>本県の基幹産業である農林水産業は、農業を筆頭に全国屈指の生産力を誇っており、我が国の食料供給基地としての役割を担っている。</p> <p>人口減少等に伴い国内市場が縮小する中、世界人口の増加や新興国の成長、国際的な経済連携の進展に対応し、攻めの農林水産業への転換が求められているが、人口減少、超高齢化社会を迎え、労働力不足が顕在化しており、特に、農林水産業では労働力確保が課題となっている。</p> <p>このため、本県の農林水産分野において、即戦力となる外国人材を活用し、生産体制の整備・強化及び海外展開の加速化により、農林水産業を稼げる魅力ある産業として成長産業化を図る。</p>	<p>日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は国民年金の被保険者となり、公的年金の支払い義務が生じる。</p> <p>外国人についても、年金の加入が義務づけられ、厚生年金については雇用者及び被保険者が保険料を折半し納付している。帰国時、被保険者には脱退一時金が支払期間に応じて支給されるが、雇用者側は支払われない。</p>	<p>国民年金法(第90条の3) 厚生年金保険法(第12条)</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
29集中 -2401	今井 俊治	海外にいる熱気・意欲あふれる優秀な人材がより集まりやすくするためには	<p>○本格的な人口減少社会への突入(別紙資料1) 2005年から始まった我が国の人口減少は、世界的にも例のないスピードで進むことになる。 もちろん、生産年齢人口もグラフの推計のとおり著しく減少していく、日本は、経済の成長どころか、衰退へと将来が危ぶまれる。</p> <p>○東京一極集中は依然として高い水準(別紙資料2) 東京圏への人口集中は、近年の景気後退局面において一時的に緩和したものの、機能面や情報面を含め、東京への一極集中構造や東京の過密状況は基本的に変わっていない。</p> <p>○移民政策を進めた場合、安価な労働力は供給されるが、教育・社会保障面での検討や治安対策の強化が必要になると予想される。 このような状況に対して、出生率の向上、女性、若者及び高齢者のさらなる活躍のための取り組みが、なんとと言っても、まず、必要である。 【実施内容】 それに加えて、海外にいる熱気・意欲あふれる優秀な人材を集めることによって、今後も活力ある持続可能な経済社会にしていく。</p>	<p>厚生労働省が発表した「外国人雇用状況の届出状況」によると、平成25年10月末時点の外国人労働者数は約72万人である。 専門的・技術的分野の在留資格を所持する13万2千人強のうち、一般企業への採用と関係がある人文知識・国際業務5万4千人強、技術3万9千人強の外国人雇用状況となっている。 最近、グローバル採用枠を設けるなど、日本および海外の大学・大学院を卒業した優秀な外国人材を採用する企業が増えているが、それでも、新規取得者の数を見ると、平成25年においては人文知識・国際業務が7,015人、技術が7,155人と年間で計1万4千人強と依然として極めて少なすぎる。</p> <p>○専門的・技術的分野の在留資格を所持する外国人雇用状況 全国計 人文知識・国際業務 54,259人、技術39,244人 ○専門的・技術的分野の在留資格の新規取得者数 全国計 人文知識・国際業務、技術、合わせて 14,170人</p> <p>現実には、日本に留学し日本の大学を卒業し、日本において就職活動し、雇い入れ先が決定した後で、在留資格を申請する場合がほとんどであり、優秀な外国人雇用に極めて少なすぎる、海外の社会人が自由に往き来できる状態には程遠い。</p>	出入国管理及び難民認定法、その施行規則	海外の社会人が自由に往き来できる、新たな在留資格『ビジネス滞在』の創設 別紙	法務省 厚生労働省 外務省	御提案の内容については、入国時に本邦での活動内容が明確になっていない以上、本邦において安定的に滞在できるかどうか不明であり、治安上の問題からも対応は困難である。 なお、御提案の「海外にいる熱気・意欲あふれる優秀な人材」の具体的な内容が明らかではないが、例えば経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人については、出入国管理上の優遇措置を実施する「高度人材ポイント制」を平成24年5月に導入し、さらに高度外国人材の受入れ促進を図るため、平成27年4月から在留資格「高度専門職」を新設している。 また、「自由に往き来できる」新たな在留資格についての御提案は、本邦に在留する外国人が一時的に本邦外へ出国した後、再入国する場合に入国・上陸の手続きを簡略化する再入国の許可については、現在の制度上でも相当性があれば認められており、本許可によって再入国の際は査証が免除され、簡便な上陸審査手続により上陸許可を受けることが可能である。
29集中 -2803	兵庫県	ホテル・旅館で技能実習を受ける外国人の実習期間の延長	ホテル・旅館における業務は、フロント、客室案内、食事処の準備・配膳・下膳、清掃、お土産物等の物販等、多岐にわたる業務からなる。これら一連の業務に関する技能を修得し、習熟することによって、帰国後にホテル・旅館等におけるきめ細やかなサービスに活かすことが可能になる。 現行制度の1年以内の実習では、これらのスキルを十分習熟できないため、3～5年の実習を実施する。	「外国人の技能実習制度」により、ホテル・旅館が外国人を受け入れる実習期間は最長1年(技能実習1号に該当)。 農業、漁業、建設業、製造業など、1年目に修得した技能の習熟に時間のかかる74職種の実習期間は最長3年(技能実習2号に該当)。 また、農業、漁業、建設業、製造業など、技能実習2号で習得した技能の習熟に時間のかかる74職種の実習期間は最長5年(技能実習3号に該当)	・出入国管理及び難民認定法施行規則第3条 ・技能実習制度推進事業運営基本方針(厚生労働省告示)Ⅱ1	ホテル・旅館の業務は多岐にわたる業務からなり、1年以内の実習では十分習熟できないため、技能実習制度によるホテル・旅館での実習を、技能実習2号及び3号該当職種と同様の扱いとして、最長3～5年まで延長を図ること。	法務省 厚生労働省 国土交通省	技能実習制度の2号移行対象職種を追加するには、職種追加を行うとする業界団体が、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、厚生労働省に対して申請を行い、 ①同一の作業の反復のみではないこと ②送出国の実習ニーズに合致すること ③技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること という要件を満たすことについて、厚生労働省が開催することとしており、現行制度でも対応可能となっております。 なお、宿泊業については、2018年11月26日に専門家会議での議論が開始され、2019年5月16日から6月14日まで、職種追加に関する「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」のパブリックコメントを実施するなど、現在、2号移行対象職種の追加に向けて、宿泊業界、国土交通省及び厚生労働省・法務省が緊密に連携して取り組んでいるところです。
29集中 -2804	兵庫県	ホテル・旅館の業務等に従事する外国人への2回目のワーキング・ホリデー査証の発給	県内温泉地等へのインバウンド客が増加する一方で、ホテル・旅館の人手不足が著しい。 オーストラリアでは、過疎地域の農場等の人手不足を解消するため、2005年から政府が指定した仕事(農業等)に3か月間従事した外国人に対して、2回目のワーキング・ホリデー査証を発給する特例がある。 日本でも上記特例に準じて、ホテル・旅館の業務など都道府県知事が認めた業務に従事する外国人に対し、2回目のワーキング・ホリデー査証を発給し、最長2年間滞在できる仕組みを創設することによって、人材を確保する。	ワーキング・ホリデーは各国ごとに原則1回しか利用できず、外国人の日本滞在期間は最長1年。	相手国・地域との口上書、協定又は協力覚書	ワーキング・ホリデー査証により入国した外国人が、日本の生活様式の普及促進につながるものとして都道府県知事が認める業務※に6か月以上従事した場合は、2回目のワーキング・ホリデー査証を取得できるようにすること。(最長2年間滞在できる) ※日本文化や和食に触れることができるホテル・旅館の業務など	法務省 厚生労働省 外務省	ワーキング・ホリデー(WH)制度とは、二国・地域間の取決め等に基づき、各々が相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度である。 本提案内容は、主に休暇を過ごす意図及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認めるという本制度の趣旨に反する。また、長期間特区に居所を限定することにより、WH制度本来の目的である観光や人的交流の機会が損なわれるおそれもあると考える。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
29集中 -2901	神戸市、国立大学 法人神戸大学 (共同提案)	外国人医師の臨 床修練制度の緩 和	医学研究・診療・教育の国際化に向けての取り組みを推進するため、神戸大学医学部附属病院において外国医師を新たに受入れ、臨床面での教育、研究並びに診療を強化する。	・外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(以下「法律」という。)第3条第5項及び第6項により、臨床修練制度の有効期間が最長4年(2年を1回に限り更新可)となっており、高度な医療技術を有する外国医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日する場合、教授・研究期間が限定される。	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第3条第5項、6項	臨床修練制度(臨床修練、教授・臨床研究)における許可の有効期限を、教授・臨床研究を行う場合においては更新回数の制限を廃止する。	厚生労働省	医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであることから、我が国で医業を行うためには、適切に医療を提供するために必要となる専門的な知識・能力を確認するための医師国家試験に合格し、医師免許を取得しなければならない仕組みとしている。臨床修練等の制度は、この例外として、医療研修及び教授・臨床研究を目的として来日した外国医師について、その目的が十分に達成されるよう、我が国の医師免許を有していないにもかかわらず、我が国で医業を行うことを特例的に認めるものである。そのため臨床修練等の許可の有効期間については、臨床修練等のために真に必要な最低限の期間に限定されるべきであり、更新回数の制限を撤廃することは困難である。